

中小企業事業主の皆さんへ

中小企業振興対策 補助制度を ご活用ください

市では、中小企業の健全な発展を促進することを目的に、信用保証料の補助や利子補給を行っています。
問合せ 商工課労政観光係

信用保証料補助金

次の資金の融資を受けたとき、県信用保証協会へ支払った信用保証料に対して補助金を支給します。

資金名	補助率	補助限度額	申請期限
①愛知県経済環境適応資金（セーフティネット、経営あんしん、経済対策特別）	信用保証料の100%	25万円 (同年度内の合計補助限度額は25万円)	貸付を受けた日から30日以内
②愛知県小規模企業等振興資金 ※市を經由して申込みしたものに限りです。	信用保証料の50%	20万円 (同年度内の合計補助限度額は20万円)	
③愛知県一般事業資金			
④愛知県経済環境適応資金のうち①以外の資金			

- ・融資の際に繰上償還を行った場合、保証料に融資額から繰上償還される額を差し引いた額に融資額で割って得た割合を掛けた額が補助金の対象となります。
- ・信用保証料を分割で支払った場合、初回に支払った額が補助金の対象です。
- ・補助金に100円未満の端数が出た場合は切り捨てます。

利子補給金について

次の資金の融資を受けたとき、融資を受けた日から1年間の支払利子に対して補助金を支給します。

資金名	補助額	補助限度額	申請期限
①愛知県経済環境適応資金のパワーアップ資金 ②愛知県一般事業資金 ③日本政策金融公庫経営改善貸付 ④日本政策金融公庫生活衛生改善貸付 ⑤碧南商工会議所中小企業育成融資制度	融資を受けた日から1年後の前日までに支払った利子の総額（貸付利率が年2%を超える場合は総額×2%÷貸付利率）	各資金とも年度100万円（50万円を超える場合は、超えた額を2分の1として加えた額）	融資を受けた日から1年未満で最後に利子を支払った日から30日以内

- ・融資の際に繰上償還した場合、支払利子に融資額から繰上償還される額を差し引いた額に融資額で割った割合を掛けた額が対象です。
- ・償還期限を超過して支払った月の支払利子を除きます。
- ・補助金に100円未満の端数が出た場合は切り捨てます。
- ・融資を受けた1年後の申請（名称は平成26年度を採用）となるため、運用の改正などで申請時に補助対象外になる場合があります。

融資制度を ご利用ください

中小企業の皆さんへの融資を行っています。特定の融資を受けた場合、市では補助事業も行っていきますのでご活用ください。
問合せ 商工課労政観光係

県の融資制度（抜粋）

資金名	融資限度額	融資期間・利率
愛知県小規模企業等振興資金	通常資金 5,000万円 小口資金 1,250万円 (協会保証付融資残高との合計)	3年 年1.6%、5年 年1.7%、7年 年1.8%、10年 年1.9% 3年 年1.3%、5年 年1.4%、7年 年1.5%
愛知県一般事業資金	2億円	1年 金融機関所定、3年 年1.7%、5年 年1.8%、7年 年1.9%、10年 年2.0%
愛知県経済環境適応資金	セーフティネット資金	8,000万円 3年 年1.4%、5年 年1.5%、7年 年1.6%、10年 年1.7%
	経営あんしん資金	8,000万円 3年 年1.5%、5年 年1.6%、7年 年1.7%
	経済対策特別資金	1億円 3年 年1.4%、5年 年1.5%、7年 年1.6%、10年 年1.7%
	パワーアップ資金 経営力強化をはじめ14種類	経営力強化1億5,000万円 ※融資限度額は種類によって異なります。 経営力強化5年 年1.6%、7年 年1.7% ※融資期間・利率は制度によって異なります。
	創業等支援資金	2,500万円 3年 年1.2%、5年 年1.3%、7年 年1.4%、10年 年1.5%
再生・事業承継支援資金	1億円 7年 年1.9%、10年 年2.0%	

申込み 取扱金融機関

※詳細については、県中小企業金融課のホームページをご覧ください。(http://www.pref.aichi.jp/kinyu/)

商工会議所

中小企業育成融資制度

対象	・商工会議所において事業計画の認定を受けたもの ・保証人は原則2人以上（法人の場合は代表者を含めて2人以上） ・担保は原則として不動産または信用保証協会の保証が必要
融資限度額	2,000万円
融資期間・利率	10年以内（据置6か月以内） 変動金利方式（平成27年8月25日現在） 3年以内 年0.75% 7年以内 年1.15% 10年以内 年1.35%

申込み 商工会議所 ☎41-1100

日本政策金融公庫

小企業事業者経営改善資金（マル経融資）

対象	次のすべてに該当する事業者 ・最近1年以上、商工会議所地区内で事業を営んでいる ・常時使用する従業員の数（事業主、家族従業員、役員を除く）が20人以下（商業、サービス業は5人以下）である ・税金を完納している ・商工業者であり日本政策金融公庫の融資対象業種である ・商工会議所の経営指導を受けている ※担保、保証人、信用保証協会の保証は不要です。
融資限度額	2,000万円
融資期間・利率	設備資金 10年以内（措置2年以内） 年1.25%（平成27年8月25日現在） 運転資金 7年以内（据置1年以内） 年1.25%（平成27年8月25日現在）

申込み 商工会議所 ☎41-1100